

2019年9月13日  
商工中金

## 「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」の開設について

### 1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和元年台風第15号による災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」を、2019年9月12日(木)、千葉支店、松戸支店、浦安出張所に開設しました。

被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

#### ○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
千葉支店	千葉県千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
松戸支店	千葉県松戸市松戸1846-2	047-365-4111
浦安出張所	千葉県浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011

※なお商工中金は、このたびの被害状況を踏まえ、本特別相談窓口とは別に、2019年9月12日付で東京都、神奈川県的全営業店に「令和元年台風第15号に係る災害に関する相談窓口」を開設しております。

### 2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金使途	令和元年台風第15号による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率

### 3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。